Newsletter

27 June 2025

「グローバル・パブリックM&A ガイド（英語）」更新のお知らせ

第 5 版となる本ガイドは、上場企業のクロスボーダー買収取引の経験豊富な 40 以上の法域における専門家の知見を集結しています。上場企業のクロスボーダー買収取引に関して生じる複雑な論点を簡素化し、取引の価値を最大化するために有用となります。

本ガイドは、オンラインにて、法域やトピックごとにデータをフィルタリングや比較することが可能で、特定の法域を詳細に調べることもできる便利なツールとなります。

詳しくは**こちら**をご覧ください。

Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 107

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 107 となる本号では、ベトナムの成長を加速するための民間主導による外国投資の促進、米国による報復的課税である Section 899 にかかる最新動向等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

ベトナム：成長を加速するための民間主導による外国投資の促進

香港：本店所在地移転（いわゆる re-domiciliation）制度の導入

2. 米州

米国：米国による報復的課税である Section 899 にかかる最新動向

米国：米国食品医薬品局（FDA）が、中国を含む米国外製造施設の無通告査察を強化

3. 欧州

ドイツ：連邦租税裁判所、並行輸入の移転価格への影響について、重要な税務当局寄りの判決を下す（2024 年 12 月 11 日の判決より-IR 41/21）

4. 中東

エジプト：新労働法による近代化、強化及び整合

5. ESG / Sustainability

タイ：タイ・タクソノミーフェーズ II が始動 ― 4 つの排出集約部門に対象を拡大

「2024-2025年 国際仲裁イヤーブック（英語）」発行のお知らせ

ベーカーマッケンジーでは、2024-2025年度国際仲裁イヤーブックを発行しました。本イヤーブックは、昨年1年間の国際仲裁における注目すべき動向について、世界40以上の法域の分析を網羅しています。

本年度版には、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）や HKIAC（香港国際仲裁センター）を含む多くの機関による新しい仲裁規則、及び 2024 年にアブダビに開設された新しい仲裁センターである ArbitrateAD の詳細をはじめとする内容が含まれています。

詳しくはこちらをご覧ください。

1. アジア

ベトナム

成長を加速するための民間主導による外国投資の促進

第 68 号決議（以下、「本決議」）は、民間部門をイノベーション、生産性、そして国家発展の主要な推進力として正式に認める画期的な政策であり、ベトナム国内外のビジネスコミュニティに期待をもたらしている。

本決議は、ホーチミン及びダナンにおける国際金融センターの開発、南北鉄道の整備、改訂版「第 8 次電力開発計画（PDP8）」における原子力エネルギーの導入、そして AI や半導体生産を含む多様化経済への推進といった、直近で発表された他の画期的な政策に続くものである。

概要

本決議の目標の一つは、規制及び行政手続の複雑性を軽減することである。これは、2007 年に開始された「プロジェクト 30」と呼ばれる大胆な取組を反映したもので、行政手続の簡素化と官僚的な煩雑さの削減を目指す取組であった。プロジェクト 30 は一定の成果を上げたものの、時間の経過とともに、重複し矛盾する規制が相次いで制定され、当局は承認プロセスにおいて広範な裁量を行使し続けた。本決議が掲げる「民間部門を国家発展の原動力とする」という目標を実現するためには、行政改革がこうしたボトルネックや規制上の課題に的確に対処することが不可欠である。

本決議は、ベトナム政府が継続して推進している、より多くの、そしてより大規模で高付加価値の外国直接投資（FDI）の誘致政策と並行して採択された。実際、民間部門が国の経済成長の主要な原動力となるためには、外国人投資家や高度人材にとって魅力的な投資先であり続けることが不可欠である。特に外国投資に関しては、障害を取り除くことが最も大きな成果をもたらすと考えられる。例えば、外国投資家は法令の適用に関して異なる解釈に直面する可能性があり、ある地域で承認されたものが、別の地域では却下されたり異なる解釈がされたりする可能性がある。教育、医療、小売業といった主要分野におけるこうした投資家への異なる取扱いは、規制の非対称性を生み、手続の遅延のみならず、信頼性を損なう結果となる。

さらに、新たなデジタルビジネスに対応する形で消費者保護規制を整備することは適切かつ評価に値するものであるが、ベトナムでは、リースや小売（オンライン・オフラインを問わず）といった比較的単純な事業活動に対しても、承認手続や広範なライセンス要件が課されており、負担が大きく予測困難な場合が存在する。さらに、外国投資家を悩ませ続けているのが、外国文書の領事認証の義務という、費用と時間のかかる手続である。デジタル化が進む世界において、現在、127 か国（中国が最新の加盟国）が外国文書に対する領事認証を不要としており、ベトナムは外国投資家にとっての投資先としての競争力が劣ると見なされるリスクを抱えている。

本決議が掲げる行政及び規制上の課題への対応方針に沿って、投資家の信頼を強化し、政府のビジョンを実現するために有効と考えられる、5 つの具体的な政策を提案する

1. ライセンス基準及びその実施手続の簡素化・標準化

本決議の趣旨に沿い、各種の承認及び登録手続を統合し、これらの手続の効率化を図るべきである。特に、100%外資が認められている機密性の高くない分野においては、事前承認を要せず、事後的な登録のみで足りるようにすべきである。承認の処理期間は短縮されるべきであり、当局が申請書類を正

2025年金融機関展望レポート（英語）」発行のお知らせ

ベーカーマッケンジーの金融機関担当弁護士が、2025年に金融機関に影響を与えうるトピックについて考察する「2025年金融機関展望レポート」を発行いたしました。今年も、地政学的リスク、テクノロジーの進化、規制の進展などにより、継続的な変化がもたらされることは明らかです。金融機関はリスクコントロールに留まらず、チャンスをものにするための準備が益々重要となっています。

本レポートは、フィンテックやデジタルトランスフォーメーション、サステナビリティ、規制審査といった金融機関が直面するリスク要因に関する最新情報を網羅しています。

また、アセットマネジメント、ファイナンシャルスポンサーや投資銀行向けに、税制、オルタナティブ・ファイナンス、アダプテーション・ファイナンス、EU域外銀行支店規則などについても解説しています。

詳しくは**こちら**をご覧ください。

式に受理した後は、追加情報の要求によって審査期間がリセットされることがないようにすべきである。

2. 承認手続の全国的なデジタル標準化

現状、投資の承認はオンラインで申請可能であるものの、実務上は、紙の書類を関係当局に提出する必要がある。短期的な実現は困難であると思われるものの、ベトナムは英語及びベトナム語の両方でアクセス可能な、完全に一元化された全国的なデジタルデータベースの構築を目指すべきである。これにより、規制手続の透明性が高まり、機関ごとの間での矛盾が軽減される、単一のワンストップポータルが実現すると考えられる。AI の統合により、関連文書の整理・要約、潜在的な問題の指摘、承認期間や要件の一貫した適用、複雑な事案における先例に基づく助言の提供が可能となる。

3. 外資系企業と国内企業の平等な取扱い

ベトナムではすべての業種において外資規制が存在するが、その他の法律により、外資系企業（FIEs）に対して異なる取扱いがなされている場合がある。特定の場合では、これらが合理的な場合もあるものの、一般的にはこうした法律は外国投資を妨げ、単純な取引に対しても不確実性を増す要因となっている（例：小売店舗のサブライセンス取得や経済的必要性テストなど）。したがって、こうした要件は簡素化されるべきである。

4. 国際的なベストプラクティスの導入

証券取引や競争法に関連する原則ベースの規制は、現実のあらゆるケースを事前に想定できるわけではない。そのため、当局はこうした規制が実務上どのように適用されるかについて、ベトナム語及び英語の両方でガイドラインを公表し、定期的に更新すべきである。特に、単なる形式的な要件によって、規制の適用対象となる可能性があるようなケースにおいては、このようなガイドラインが重要となる。法律には合理的かつ国際的に整合性のある例外規定を設け、当局は「形式より実質」を重視するアプローチを採用すべきである。たとえば、先進国市場では、すべての規制承認が得られる前であっても、条件付きで公開買付けを開始することが許容されているのが一般的であり、これはベトナムでも導入可能な国際標準である。

5. アポスティーユ条約への加盟

ベトナムはアポスティーユ条約に加盟すべきである。これにより、外国投資及び規制の近代化に対するベトナムのコミットメントを示すことが可能となる。また、外国文書の提出に伴う煩雑な認証手続を不要とし、手続の簡素化が求められる。このような取組は、近年ベトナムが他国との間で締結してきた自由貿易協定の流れとも整合的である。

本決議は、ベトナムにおける民間企業の成功に向けた強い意志と明確なビジョンを示している。外国直接投資（FDI）を取り巻く行政の複雑性や規制の不確実性に対処するための大胆な措置を講じることで、ベトナムはそのビジョンを現実のものとするための確かな地位を確立することができると考えられる。

最初のページに戻る

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセットなどの急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編などを背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、**こちら**からアクセスしてください。

香港

本店所在地移転（いわゆる re-domiciliation）制度の導入

概要

香港では 2025 年 3 月 23 日、内国歳入法（以下、「IRO」）の改正法案（2025 年会社（改正）（第 2 号）法案。以下、「改正法案」）が成立し、香港以外で設立された法人が、香港に本店所在地を移転させること（いわゆる re-domiciliation）を可能にする、本店所在地移転制度が導入された。

この制度は、非香港法人が、裁判所の関与する手続を経ずに香港に本店所在地を移転させるための手続を提供するものである。OECD による BEPS2.0 をはじめとしてグローバルな税務コンプライアンスを取り巻く状況が大きく変化する中、多国籍企業グループにとっても、従前の企業グループストラクチャーを大きく変更する契機が生じている。本制度はこれらの変化を好機と捉え、特にアジアパシフィック地域にビジネスの重点を置く外国企業に対し、本店所在地を香港へ移転することを奨励している。留意すべき点として、本制度は一方通行の本店所在地移転を認めるものであり、香港法人が他国へ本店所在地を移転することを認めるものではない。

改正法案に基づく本店所在地移転により、当該法人は一般的に香港で設立された法人とみなされる。ただし、本店所在地移転をした法人は、その法人格を維持する。そのため、本店所在地移転の結果として、法人の財産、権利、義務、負債、契約上又は法律上の手続が、いずれも移転、更新、又は譲渡されることはない。

法人税への影響

一般に、香港税法上は法人の居住地や本店所在地に基づいて法人税（profits tax）を課す仕組みにはなっておらず、香港で行われる事業、専門的サービス等又は事業から発生し、香港において生じた利益に対してのみ、法人税が課される。

したがって、すでに香港で事業を営んでいる外国企業にとって、香港への本店所在地移転は、香港における法人税負担に変化をもたらすものではない。香港に本店所在地を移転する前に香港で事業を行ったことのない外国企業については、香港において事業を開始し、そこから利益が生じた場合のみ、法人税が課されることとなる。

1. 費用等の取扱いに係る経過措置

以下の表は、本店所在地移転日以前に、本店所在地を移転した法人に発生した費用又は支出の税務上の取扱いに関連する経過措置をまとめたものである。これらは、以下の条件を満たす場合にのみ適用される。

- 本店所在地を移転した法人が、本店所在地移転前に香港で事業を行っていないこと
- 当該費用又は支出について、既に香港内外で控除や税務上の救済措置を受けていないこと
- 当該費用又は支出に関連する資産又は権利が、本店所在地移転後に香港で行われる事業に使用されている（事業関連性がある）こと

費用又は支出の種類	税務上の取扱い
一般的な費用又は支出	費用又は支出は、法人税の課税対象となる利益を生み出すために発生した範囲で、控除可能（IRO 上の控除ルールの要件を満たすことが前提）。

「規制強化期におけるM&A成功法（英語）」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、バイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジットセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り切るための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。

費用又は支出の種類	税務上の取扱い
棚卸資産の取得原価	棚卸資産の取得原価は、本店所在地移転日における(1)当該棚卸資産を取得する際に要した費用、又は(2)正味実現可能価額のいずれか低い方とする。
知的財産権の登録費用又は建物の改修費用	当該支出は、本店所在地移転を行った法人が、香港で営まれる事業のために関連する資産又は権利の供用を開始した課税年度に発生したものとみなされる。
研究開発活動に関連する支出	当該支出は、関連する活動が初めて香港で営まれる事業に関連する研究開発活動として開始された課税年度、又は、他の性質を有していた活動が研究開発活動も兼ねるようになった課税年度に発生したものとみなされる。
特定の知的財産権の購入、指定された固定資産の提供、又は環境保護施設への支出	当該支出は、本店所在地移転した法人が、香港で営まれる事業のために関連する資産又は権利の供用を開始した課税年度に発生したものとみなされる。 発生したとみなされる金額は、(1)実際の支出額から、関連する資産又は権利に係る償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額、又は(2)本店所在地移転日における関連する資産又は権利の時価のいずれか低い方とする。
機械及び設備への支出	減価償却の計算上、当該支出は、本店所在地移転した法人が、香港で営まれる事業のために関連する資産の供用を開始した課税年度に発生したものとみなされる。 原則として、発生したとみなされる金額は、(1)実際の取得金額から、関連資産が取得後に法人税の課税対象となる利益を生み出すために供用されたと仮定した場合のみなし年次控除額を差し引いた金額、又は(2)本店所在地移転日における関連する資産の時価、のいずれか低い方とする。 当該資産が割賦購入契約により取得された場合、その取得により発生したとみなされる金額は、上記で算出された金額に、本店所在地移転年度の基準期間末までに支払われた割賦金の元本部分の合計額を、契約全体における元本部分の総額で割った比率を乗じた金額となる。

2. 二重課税の排除措置

二重課税を排除するため、改正法案は、本店所在地移転をした法人に対してユニラテラルな（つまり、香港税法上の）税額控除を規定する。具体的には、(1)本店所在地移転をした法人が、元の本店所在地において香港の法人税と実質的に同様の性質を有する税金（すなわち、元の本店所在地から出国する際に課される出国税）を支払っており、かつ(2)本店所在地移転後に、実際の所得が香港で課税されている場合、その他の一定条件に従って、香港が元の本店所在地と二重課税協定を締結しているか否かにかかわらず、本店所在地移転した法人は税額控除を受けることができる。

税額控除額は、(1)納税した外国税額、又は(2)当該関連所得に対して香港で課される所得税額、のいずれか低い方となる。さらに、納税した外国税額が香港の所得税額を超過する場合、その超過分は本店所在地移転をした法人の当該年度における課税所得から控除可能である。

印紙税（Stamp Duty）への影響

前述のとおり、改正法案に基づく本店所在地移転を行ったとしても、IRO上、法人の有する資産等について譲渡等が生じる取扱いにはなっていない。このことの帰結として、本店所在地移転に伴い印紙税の負担が生じることがないことも明確にされている。なお、本店所在地移転をした会社の株式を譲渡する場合は、香港での登記が必要となる。したがって、本店所在地移転をした会社の株式は、印紙税法第 117 章における「香港株式」の定義に該当することになり、その法人の株式の譲渡を行う場合は、通常の香港の法人の株式譲渡の場合と同様印紙税が課されることなる。

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方は**メール**にてご連絡ください。

その他の影響 — 本店所在地移転をした法人の税務上の居住地

改正法案により、IRO に一般的解釈規定が追加され、同法内における「香港で設立された法人」には本店所在地移転をした法人が含まれることが明記された。

香港が締結している多くの二重課税防止協定（CDTA）において、「香港居住者」は「香港で設立された法人」（CDTA では定義されていない用語）を意味すると定義されている。香港政府ひいては内国歳入局は、CDTA を適用する際は、一般解釈規定により本店所在地移転をした法人を本店所在地移転日以降「香港で設立された法人」とみなし、「香港居住者」として扱うことを示唆している。したがって、本店所在地移転をした法人には、申請により香港の居住者証明書が発行される。そのため、「香港で設立された法人」の前述の解釈に関して CDTA の他方の締約国が同意し、その他の関連する要件が満たされている場合、本店所在地移転をした法人は、香港が締結した既存又は将来の CDTA に基づく条約上の恩恵を受けることができる。

なお、グローバル税源浸食防止（GloBE）ルール及び BEPS2.0 に基づく香港ミニマムトップアップ税（HKMTT）を実施するための立法案（内国歳入局、2024 年「多国籍企業に対する最低税改正法案」）には、「香港居住事業体」の定義が存在しており、香港で設立された事業体が GloBE 及び HKMTT の適用上、香港に所在するとみなされることを明らかにしている。改正法案により、本店所在地移転をした法人は「香港で設立された法人」とみなされるため、GloBE 及び／又は HKMTT の適用上も「香港居住事業体」として扱われ、香港に所在するものとみなされる可能性が高い。

小括

本制度は、本店所在地移転のための要件として経済的実体要件を課しておらず、元の管轄（又は複数の管轄）における税務コンプライアンス負担やコストの削減を狙う外国企業に対し、法人としての同一性を維持しつつ事業継続性を確保しながら香港へ移転するための、比較的シンプルで費用対効果の高い仕組みを提供するものである。本店所在地移転前に発生した費用・支出の控除可能性、税額控除の利用可能性、及び香港が締結している広範かつ拡大中の租税条約ネットワークへのアクセス可能性は、外国企業が香港への本店所在地移転を検討する上での更なるインセンティブとなる。

なお、本制度は、既に 2025 年 5 月 23 日より申請受付が開始されているが BEPS2.0 の対象となる多国籍企業に属する企業が香港へ本店所在地移転を希望する場合、GloBE/HKMTT 規則に基づく本店所在地移転時の税務上の影響を慎重に検討する必要がある。

最初のページに戻る

2. 米州

米国

米国による報復的課税である Section 899 にかかる最新動向

概要

2025 年 5 月 22 日、下院はルールズコミッティーにおいてマネージャーによる修正が施された、いわゆる「大きくて美しい」法案（以下、「本法案」）を可決した。米国のインバウンド企業の関心を集めている、報復税を規定する Section 899 は修正されなかった。

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。

本稿は、日本時間 6 月 27 日早朝（本ニュースレターの発行日）にベッセント米財務長官が公表した、Section 899 の新設の見送りについては、反映していないため、留意されたい。G7 の合意により、米国が Pillar 2 の枠外となる（つまり、Section 899 の文脈で、不公正な税制とされていた UTPR が米国法人には適用されなくなる）ことを前提に Section 899 の新設が見送られることが見込まれている。Section 899 が再度復活する可能性については、今後も注視していく必要があると思われる。

Section 899

本法案に含まれる Section 899 は、OECD の第 2 柱プロジェクトに基づく Under Taxed Profits Rule（UTPR）や、デジタルサービス税（DST）などの一方的な措置に対する報復を目的としたものである。Section 899 は、今年初めに下院に提出された法案（H.R. 591）にも含まれていたが、この点に関しては弊所クライアントアラート「United States: House bill would target “Extraterritorial” or “Discriminatory” taxes, including UTPRs, DSTs, and other measures（UTPR、DST 及びその他の措置を含む「治外法権的」又は「差別的」租税を対象とした下院法案）」[1]を参照されたい。5 月 22 日に可決された法案には、上院でのバード・ルール[2]の観点から必要であったと思われる、いくつかの修正が含まれている。上院の調整プロセス（いわゆる「Reconciliation」）に関する詳細は、「Reconciliation refresher（調整プロセスに関するリフレッシャー）」[3]を参照されたい。この条項はまた、追加的な考慮事項に対応するために拡大され、UTPR やその他「不公平な外国税」に対応するために強化された BEAT（税源浸食濫用防止税）を使用する「Unfair Tax Prevention Act（不公平税防止法）」の要素を含んでいる。

財務省報告書

本法案に盛り込まれた Section 899 の主な変更点の一つは、財務省に対して違反措置（offending measure）をとっている国及び地域をリストアップした定期報告書を発行するよう指示していた従前の文言が、UTPR、DST、迂回利益税（以下、「DPT」）に関しては削除されたことである。これらの租税は本法案では「不公平な外国税（unfair foreign tax）」とされている。これにより、Section 899 は、少なくとも部分的には、より適用範囲が明確になった。従前の法案においては、規定の適用範囲が財務省長官の裁量に委ねられていたため、規定の経済効果を判断することが難しく、バード・ルールの問題が生じる可能性があったと考えられる。

Section 899 は、財務省長官に対して、「差別的外国」を列挙した四半期報告書を発行することを義務付けている。この義務は規制権限の付与に組み込まれており、財務省長官は「本 Section の目的を遂行するために必要又は適切な規制又はその他のガイダンスを発行するものとする」と規定されている。後述するように、Section 899 は、UTPR、DST 又は DPT を制定している外国の居住者（以下、別段の断りのない限り、居住者とは税務上の居住者を指す）のほとんどについて自動的に適用されるが、財務省のこの定期的な報告に基づいて、Section 899 の適用範囲が広がる可能性がある。

治外法権的（Extraterritorial）租税及び差別的（Discriminatory）租税並びに不公平（Unfair）な租税、の定義

本法案における Section 899 は、依然として「治外法権的」租税及び「差別的」租税を対象としているところ、これらを「不公平な外国税（Unfair

[1] United States: House bill would target 'Extraterritorial' or 'Discriminatory' taxes, including UTPRs, DSTs, and other measures - Baker McKenzie InsightPlus
[2] 1974 年予算法 313 条。同条は、財政調整法に関して、法案の趣旨と関係のない（Extraneous）事項は法案から除くことができる旨を規定しているところ、同条(b)(1)(E)は、一定の財政均衡を達成できない事項について Extraneous とみなす旨定めている。
[3] United States: Reconciliation refresher - Baker McKenzie InsightPlus

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は**メール**にてご連絡ください。

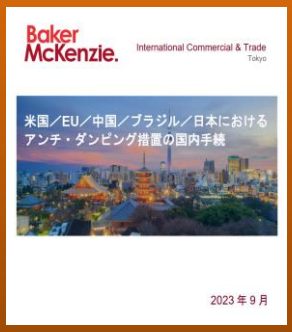

Foreign Taxes）」に含まれるとしている。「不公平な外国税」には、特にUTPR、DST及びDPTが含まれる。更に、「不公平な外国税」については、以下の通り規定されている。

（財務省）長官が規定する範囲において、治外法権的租税、差別的租税又は公共の若しくは公然の目的をもって制定されたその他の租税は、直接的又は間接的に、米国人によって経済的に不釣り合いに負担されることを示す（To the extent provided by the Secretary, an extraterritorial tax, discriminatory tax, or any other tax enacted with a public or stated purpose indicating the tax will be economically borne, directly or indirectly, disproportionately by United Statespersons.）。

したがって、それ自体不公平な外国税（per se unfair foreign taxes）であるUTPR、DST及びDPTを制定している国の居住者に対しては、財務省の措置を必要とせず、自動的にSection 899が適用されると考えられる。重要な点は、法案ではUTPR、DST又はDPTという用語の定義がなされていないことである。一方、上記の通りSection 899は、租税措置が治外法権的又は差別的な租税であると財務省が判断した場合、又は租税措置が米国人に経済的に不釣り合いな負担を強いる明白な意図をもって制定された場合にのみ、租税措置（それ自体不公平な外国税以外）を制定した国及び地域に対して適用される。

「不公平な外国税」の定義から特に除外されるのは、米国人（米国人の事業又はビジネスを含む）、及びその議決権若しくは持分の50%超が米国人によって（Section 958(a)の意味において）所有されている、CFC（Controlled Foreign Company）である外国法人（当該外国法人の事業又はビジネスを含む）に対して適用されない租税である。従前のSection 899は、特定の外国税が治外法権的であるか、米国人に対して差別的であるかに関係なく適用された。

本法案では、「治外法権的外国税」について、以下の従来の定義が維持されている。

外国が法人（その法人の取引又は事業を含む）に対して課す租税のうち、個人の所有権に関係なく、また、法人がその個人に対して直接的又は間接的な所有権を持っていること以外に、その個人が所有権の連鎖を通じてその法人とつながりを有することを理由に、その個人（その法人の取引又は事業を含む）が受け取る所得又は利益を参照して決定されるもの（Any tax imposed by a foreign country on a corporation (including any trade or business of such corporation) which is determined by reference to any income or profits received by any person (including any trade or business of any person) by reason of such person being connected to such corporation through any chain of ownership, determined without regard to the ownership interests of any individual, and other than by reason of such corporation having a direct or indirect ownership interest in such person.）。

いかなる租税が「治外法権的租税」の定義に当たり、UTPR以外の「差別的租税」（後述）の定義に当てはまらないことになるのかは明らかではない。本法案はUTPRを定義していないため、UTPRと呼ばれない他の租税がUTPRと同じように運用される場合は、「治外法権的租税」にあたるのかもしれない。

一方、「差別的租税」の定義はほとんど従来通りである。本法案では、「差別的租税」は、外国が課す税で、以下の基準のいずれか1つ以上を満たすものと定義されている。

① 外国が源泉及びネクサスに関する米国の規則を適用した場合、当該課税対象国において、その所得が当該課税対象国の取引若しくは事業から生じたもの、又は当該課税対象国の事業と実質的に関連するものとみなされない所得に「偶発的な範囲を超えて」適用される租税

② 純利益以外のベースに対して課され、費用や経費の控除が認められない租税

③ 当該外国の法人所得税の対象となる納税者に対する収入基準、免除若しくは適用除外の適用、又は同等の商品又はサービスを供給する実質的にすべての居住者（外国法人及びパートナーシップを除く）がこの租税の適用から除外されることを保証する範囲の制限の適用により、実務上又はその条項により、非居住者である個人及び外国法人又は外国のパートナーシップに排他的又は優位に適用される租税

④ それが課される外国の法律で、所得税として扱われないか、又は二重租税条約の適用外として扱われる租税

上記①のカテゴリーは、外国が間接的な株式譲渡税を課している場合を想定しているようである。例えば、米国の親会社（USP）が X 国の法律に基づいて組織された CFC（CFC X）の株式を直接 100%所有しており、CFC X は、Y 国の法律に基づいて設立された CFC（CFC Y）の株式を直接 100%所有している。ここで、CFC X が CFC Y の株式の一部又は全部を売却したとする。X 国と Y 国間の租税条約により、CFC X が得たキャピタルゲインについて、非居住者に対する Y 国のキャピタルゲイン税が免除されるとする。もっとも、米国と Y 国間の租税条約が、各締約国が国内法に従ってキャピタルゲインに課税することを認めているため、Y 国が、当該キャピタルゲインについて、USP に間接株式譲渡税を課すとする。Y 国のキャピタルゲイン税は、Y 国内の源泉に由来するとも、Y 国内の取引や事業と実質的に関連しているともみなされない所得（すなわち、株式売却によるキャピタルゲイン）に適用されるため、このキャピタルゲイン税は「差別的租税」に該当することになると思われる。したがって、Y 国の居住者への支払いは、Section 899 の定めるペナルティーの対象となる可能性がある。

「治外法権的租税」と「差別的租税」の定義には、財務省が別途定める場合を除き適用される、いくつかの新しい例外が含まれている。

- 市民又は居住者の所得に対して一般に課される所得税であり、米国のソースルールに基づけば外国源泉所得となる支払いが所得計算に含まれている場合でも課される租税
- 非居住者の所得に対して課されるという理由のみから、「不公平な外国税」となる所得税
- 法人子会社の所得を参照することにより外国の市民又は居住者に課されるという理由だけで、「不公平な外国税」となる所得税（明らかに、所得合算ルール（IIR）に基づく課税を認めるためと思われる）
- 一般的に外国の居住者の所得にのみ適用される連結規則や損失分配規則を理由としない限り、治外法権的租税又は差別的租税とはならない租税

本法案では、消費税、従価税又は取引ごとに課される租税及び不動産又は動産に対する租税（おそらく、そのような不動産を保有する法人の株式の直接的売却によってのみ課税されるか、そのような株式の間接的売却に対して課税されるかに関係ない）に対する従来の例外が維持されている。本法案は、この上記の最後の例外を、州税、贈与税及び類似の税金を含むように拡大している。本法案はまた、Section 871(a)(1)及び Section 881(a)に記載された金額（すなわち源泉徴収の対象となる FDAP 所得）に対する源泉徴収税の例外を修正する。このような源泉徴収税の例外は、「個人以外の者が行う役務提供に関して課される源泉徴収税又はその他の総額課税」には適用されない。したがって、国境を越えた役務の提供に対して、（役務の提供地を基準とするのではなく）支払者の居住地を基準として課される外国の源泉徴収税は、米国のソースルールを適用に基づけば源泉徴収税が課されないことになるた

め、「差別的租税」であると推定される。最後に、本法案は「長官が特定するその他の税」に対する一般的な例外を規定している。

税率の加算

本法案には、今年初めに下院に提出された法案（H.R. 591）にも含まれていた Section 899 と同じ報復措置の仕組みが残されているが、若干の修正が加えられている。今回の法案では、所得税、源泉徴収税並びに米国不動産所有権に関連する処分や分配に関する税率の加算が規定されている。この加算は 5%から始まり、「applicable date（適用日）」から 1 年ごとに 5%ずつ上昇する。

注目すべきは、本法案には、潜在的に適用可能な条約に対して上書き適用されることを明確にする H.R. 591 バージョンの Section 899 の文言が含まれていないことである。具体的には、H.R. 591 バージョンにおいては、税率の加算は、Section 1441(a)及び Section 1442(a)に基づく源泉徴収に関する条約に基づく軽減税率は考慮されないとされていた。上院外交委員会は米国の所得税条約に影響する税制条項を第一義的に管轄するため、これはバード・ルールに抵触する可能性があった。調整プロセスを開始した予算決議には、上院外交委員会に対する調整指示は含まれていない。バード・ルールの下では、その条項を審議する委員会の管轄外である条項は重要性がなく、法案から削除されるリスクがある。そのため、下院が本法案から条約の上書き適用に関する明確な言及を削除したのかもしれない。

本法案では、税額の加算は、「法定税率（当該法定税率の代わりに適用されるいかなる税率も考慮せずに決定される）を 20%[4]ポイント引き上げた額を超えてはならない」とされている。「当該法定税率の代わりに適用されるいかなる税率も（any rate applicable in lieu of such statutory rate）」という文言は、条約に対する上書き適用を明確に規定しているわけではないが、暗にこれを規定しているようにもみえる。例えば、米国の租税条約が配当に関して 5%の軽減税率を規定しているとする。この場合、Section 899(a)(4)(B)に基づく米国の源泉税徴税の最高税率は、最初の適用年度は 10%（条約の定める 5%＋5%）から始まり、以後毎年 5%ずつ上昇するが、租税条約を考慮しないため最終的には 50%（米国国内法の 30%＋20%）[5]となる。

スーパーBEAT

下院はまた、今年初めと 2023 年に提出されたエステス議員の「不公平税防止法」の側面を取り入れるための修正を Section 899 に施した。エステス議員の当初の提案は、UTPR の賦課に対応するために BEAT に修正を加えるというものであった。下院法案は、このいわゆる「スーパーBEAT」案を Section 899 に統合し、その規定を「不公平な外国税」を制定した法域に居住する外国法人が所有又は支配する法人に適用するものである。

具体的には、従来の BEAT から、5 億ドルの総収入テストと、3%[6]の税源浸食割合の閾値要件を撤廃する。また、10%の BEAT 税率の代わりに 12.5%の BEAT 税率を適用する。更に、本規定は、BEAT の影響を軽減する効果を持つ BEAT の規定を無効化する。無効化される規定には、(i)税源を浸食する支払に源泉徴収税が適用されたことに起因するタックスベネフィット、(ii)サービスコスト方式に該当する金額についての、税源を侵食する支払、及び(iii)コストについての支払を控除する規定が含まれる。

[4] その後、上院により 0.5%に修正された。
[5] 注 4 の通り加算の上限は 15%となった。したがって、本例における加算の上限は、45%（米国国内法の 30%＋15%）となる。
[6] その後、上院により 0.5%に修正された。

本法案には、企業の売上原価（COGS）の 50%を、税源を浸食する支払に関するタックスベネフィットとみなすという、当初のエステス議員の法案に含まれていた規定は含まれていない。

新しい Section 899 の BEAT 規定は、Section 59A(b)(1)(B)(ii)に記載された金額（すなわち、BEAT 計算における有利な控除額）がゼロになることを定めている。更に、この規定には、納税者がその金額を資産計上した事実がなければ税源を侵食する支払額（償却可能な有形固定資産又は棚卸資産の購入価格を除く）となるはずであった場合、その金額は（税源を浸食する支払及び税源浸食に関するタックスベネフィットの決定において）資産計上されたのではなく、控除されたものとして取り扱われるという新しい特徴が含まれている。

この Section 899 の BEAT 規定は、以下の通りの Section 899(b)(1)(E)に定義された法人に適用される。なお、以下の「法人」は、従前は「外国法人」とされていた。

(i) 議決権を有するすべての種類の株式の議決権の合計、又は
(ii) 株式の総価値

の 50%超が、本パラグラフに定める者により（Section 958(a)の意味するところにより）保有されている法人（公開会社を除く）。

下線部分は、後述の「該当者」を定めるパラグラフを指している。つまり、「スーパーBEAT」規定は、一般的に「差別的外国」出身者が支配する法人を対象としている。これは、あらゆる該当者への支払いに焦点を当てた源泉徴収税規定とは区別されるべきである。

例えば、USCo は SwissCo が完全所有しているとする。SwissCo は UKCo も完全所有している。USCo は UKCo に対し、BEAT の目的上、税源侵食に該当する損金算入可能なロイヤリティを支払っている。スイスには「不公平な外国税」がなく、したがって「差別的な外国」ではないと仮定する。更に、SwissCo は Section 904(h)(6)が定義する、米国所有の外国法人ではないと仮定する。更に英国が差別的外国であると仮定する。USCo の議決権又は株式の価額の 50%超が「該当者」（Section 958(a)の意味するところにより）保有されているわけではない（すなわち、SwissCo は差別的外国の居住者である外国法人ではないため該当者ではない）ため、Section 899 のスーパー BEAT 規定は適用されないはずである。しかし、UKCo は「該当者」（すなわち、UKCo は差別的外国の居住者である外国法人）であるため、このようなロイヤリティの支払いは源泉徴収税の税率の加算の対象となる可能性が高い。あるいは、Swiss Co が UKCo を所有し、その UKCo が USCo を所有する場合、USCo から UKCo へのロイヤリティ支払いは、USCo が差別的外国（すなわち英国）の居住者である外国法人である UKCo に 50%超（Section 958(a)の意味するところにより）保有されているため、スーパーBEAT 規定の対象となる可能性が高い。また、差別的外国に居住する外国法人に支払われるため、源泉徴収税が加算されるする可能性が高い。同様に、UKCo が最終的な親会社で、SwissCo が USCo の中間持株会社であった場合、SwissCo へのロイヤリティ支払いは、スイスが差別的外国でないと仮定しても、スーパーBEAT 条項と源泉徴収税の加算の両方が適用される可能性が高い。

「該当者」の定義

Section 899 はあらゆる以下を含むあらゆる「該当者」に適用される。

- 差別的外国（1 つ以上の unfair foreign tax を導入している外国）の政府[7]

[7] 従前の Section 899 における「該当者」の定義には、Section 892 の意味における外国政府は明確には含まれていなかった。

- 差別的外国の居住者である個人（米国市民又は米国居住者を除く）
- 差別的外国の居住者である外国法人（Section 904(h)(6)に定義される「米国所有の外国法人」を除く）
- 差別的な外国で設立又は組織された私的財団
- 全株式の総議決権の 50%以上、又は株式の総価値の 50%以上を applicable person が所有している外国法人（公開会社を除く）
- 受益権の過半数を（直接又は間接に）applicable person が保有する信託
- その他差別的外国に関して財務省長官が特定した外国のパートナーシップ、支店及びその他の団体

本法案は、ある人が「該当者」でなくなった期間が 1 年未満である場合、その期間中、その人は引き続き該当者として扱われることを明確にしている。

Section 904(h)(6)は、特定の米国所有外国法人を Section 899 の適用から除外しているように見える。従前の Section 899 では、Section 245A(b)が定義する「特定 10%所有外国法人（specified 10-percent owned foreign corporation）」に言及しており、これは Section 951(b)が定義する「米国株主（United States shareholder）」である内国法人による所有を要求していた。これに対し、Section 904(h)(6)は、(i)当該外国法人の議決権を有するすべての種類の株式の議決権の合計、又は(ii)当該外国法人の株式の価額の合計の 50%超を、米国人が直接又は間接的に（Section 958(a)(2)及び(3)並びに Section 318(a)(4)に従って）保有している外国法人を「米国所有外国法人」と定義している。

適用日

本法案の Section 899 は、下院の修正により、制定日から 1 年経過後に始まる納税者の最初の事業年度に適用されることになった。したがって、暦年納税者の場合は、2027 年 1 月 1 日より早くは適用されない。適用日の詳細については、追ってアップデートする。

最初のページに戻る

米国

米国食品医薬品局（FDA）が、中国を含む米国外製造施設の無通告査察を強化

概要

2025 年 5 月 6 日、米国食品医薬品局（Food and Drug Administration、以下、「FDA」）は、米国の消費者及び患者向けに食品、必須医薬品及びその他の医療製品を製造する外国製造施設に対する無通告査察を強化することを発表した。国内外の製造業者をモニタリングすることで医薬品及び医療機器製品の品質の確保を図る FDA は、係る無通告査察により、外国施設が国内施設と同等のモニタリングを受けるようになることを企図する。中国はインドと並び FDA 査察の対象となる医薬品製造施設が多く、中国に製造拠点又はサプライヤーを持つ企業は、かかる無通告査察への対応準備が求められる。また、中国の医薬品開発業務受託機関（Contract Research Organization、以下、「CRO」）又は製造施設と契約する企業の買収を検討する企業は、かかる製造施設の必要な規制の遵守状況につき注意を払う必要がある。

FDA による査察

5 月 6 日の同発表は、ホワイトハウスが FDA に対し、重要な医薬品の国内生産を促進し、外国製造施設の定期査察を強化するためのリスクベース査察体制を改善するよう指示した大統領令の翌日に行われた。このたびの無通告査察の強化は、FDA が従来よりインド及び中国において行ってきた外国無通告査察パイロット・プログラム（Foreign Unannounced Inspection Pilot Program）を基にしており、外国施設が国内施設と同等の規制監督及び精査を受けることを目指す。査察強化に至る背景として、国内施設は通常、FDA の定期査察に際し事前通知を受けないが、外国施設の査察は、調査日程の調整や現地通訳者の確保のため、多くの場合事前通知がなされていることが挙げられる。

FDA は、国内外における製造業者の GLP（Good Laboratory Practice、医薬品の安全性試験の実施に関する基準）及び cGMP（Current Good Manufacturing Practice、現行適正製造基準）の遵守状況を慎重にモニタリングすることにより、医薬品及び医療機器製品の品質を確保している。中国は、インドと並んで FDA 査察の対象となる外国の医薬品製造施設が最も多い。また、パンデミック以後、中国での外国査察を再開するよう、FDA への圧力が高まっている。実際、この発表の前から、中国での FDA 査察の増加、続く FDA による執行措置が観測されている。中国に製造拠点又はサプライヤーを持つ企業は、その中国拠点が、増加する無通告査察に対応できるよう準備を整える必要がある。

統計

医薬品及び医療機器製造施設の査察についてみると、中国での FDA の外国査察の件数について、2025 会計年度の始まりは 2024 会計年度に比べて減少し、81 件となった[8]。この 81 件の査察のうち、76 件（93.8%）が医薬品製造施設への査察であり、5 件（6.2%）が医療機器製造施設への査察であった。4 件（4.9%）は公式措置指示（Official Action Indicated、OAI）に分類され[9]、これらの査察報告書は規制的又は行政的措置を推奨している[10]。比較してみると、中国における医薬品及び医療機器の製造施設への査察件数は、2024 会計年度に 227 件に急増している。これは、前の 3 年間（2021 会計年度から 2023 会計年度）のレベルを大きく上回るもので、2022 会計年度の 8 件、2023 会計年度の 61 件に続く増加である。

下記の表は、過去 4 年間の医薬品及び医療機器製造施設への査察件数及び OAI と分類された査察件数[11]をまとめたものである。

	2021 会計年度	2022 会計年度	2023 会計年度	2024 会計年度	2025 会計年度（2025 年 5 月 8 日現在）
FDA の、中国における医薬品及び医療機器製造施設への査察件数	18	8	61	227	81

[8] FDA 査察データダッシュボード（https://datadashboard.fda.gov/oii/cd/inspections.htm）より。
[9] 同上。
[10] FDA「査察データベース FAQ」（2020 年 5 月 11 日付）（https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/inspection-references/inspections-database-frequently-asked-questions – classification）。
[11] FDA 査察データダッシュボード（https://datadashboard.fda.gov/oii/cd/inspections.htm）より。

OAI と分類された査察件数	4	3	6	23	4

FDA が外国製造施設への無通告査察を増やす意向を示していることから、2025 会計年度の残りの月及び 2026 会計年度にかけて、FDA の外国査察件数が増加する可能性が高いとみられる。

大統領令に基づき、5 月 5 日から起算して 90 日以内に、FDA はリスクベース査察体制の改善策を策定及び実施することが求められている。これにより、米国向けの医薬品を供給する外国製造施設が定期的に査察されることとなる予定である。なお、このたびの施策に係る資金は、外国製造施設に対し徴収する料金を、適用法に基づき許容される限りで増額することにより手当てするとされている点は注目に値する。また FDA は、これらの外国製造施設において実施された年間査察の回数を、国別及び製造業者別に分類し具体的な詳細を示して公表する予定である。

対応

企業は、中国にある製造拠点又は中国のサプライヤーが、増加傾向にある FDA の無通告査察に対応できるよう準備を整え、適切に訓練された人員を配置する必要がある。

企業は、内部監査を実施し、FDA による従前の指摘事項、また GLP 及び cGMP の実施に焦点を当て、FDA の査察に対する準備状況を積極的に評価するべきである。かかる準備状況によっては、輸入警告（Import Alerts）、警告書（Warning Letter）及び申請の保留（Application Hold-up）又は申請拒否（Denial）などの FDA の各執行措置につながるおそれがある。

また、中国の CRO 又は製造施設と契約する企業の買収を検討する企業は、その施設の GLP 及び cGMP プロセスの評価に特に着目する必要がある。

そして企業は、外国製造拠点に関する費用の増加にも備えるべきである。

最初のページに戻る

3. 欧州

ドイツ

連邦租税裁判所、並行輸入の移転価格への影響について、重要な税務当局寄りの判決を下す（2024 年 12 月 11 日の判決より- IR 41/21）

はじめに

並行輸入の移転価格への影響は、医薬品業界では長い間、税務上の問題であった。連邦租税裁判所は、税務当局に有利な判決を下した。連邦租税裁判所は、輸入医薬品の親会社／メーカーは、並行輸入の必然的な販売促進に対して国内販売子会社に報酬を支払うべきであるとした。

背景

並行輸入は、製薬業界においても他のセクターにおいても、外国市場の価格水準がドイツ国内よりも著しく低い場合に発生する可能性がある。グループ外の医薬品販売業者にとっては、海外で安く医薬品を購入し、ドイツでより高い価格で販売することは価値がある。医薬品に関しては、いわゆる輸入促

進条項（SGB129 条 1 項 2 号 5）が規制上の特殊性を規定しており、一定の条件下では、国内の薬局は並行輸入品の医薬品を販売する義務があるというものである。

本件では、外資系製薬グループのドイツ国内販売子会社が、並行輸入品も反映させた賞与によって販売員の報酬を増額していた。ドイツ税務当局は、国内子会社による医薬品の販売・マーケティング活動は二つの点で親会社に利益をもたらすと主張していた：一つは、グループ販売会社を通じて直接医薬品を販売することであり、もう一つは、EU 第三国を経由した並行輸入を促進したというものである。後者については、販売子会社は親会社から報酬を受け取っていなかった。これに対して納税者は、並行輸入は実際に親会社に損害を与えたと主張した。その理由として、EU 第三国の価格水準が低いため、親会社は子会社を通じてドイツに直接輸入販売するよりも利益率が低下したと主張した。

並行輸入品の営業担当者の給与への反映は独立企業間であり、これは争点とはならなかった。

2021 年 7 月 20 日付判決（事件番号 1 K 1388/19）において、ニュルンベルク租税裁判所は税務当局による移転価格の調整を却下した。

連邦租税裁判所は最終的な法的解釈を下していないものの、本件を地方租税裁判所に差し戻した。このことから、連邦租税裁判所が移転価格の調整が必要であると認めることはほぼ確実視されており、地方租税裁判所により調整額の決定が行われている。

連邦租税裁判所は、賞与の支給が子会社の利益を不適切に減少させたという考え方を否定した。裁判所は、子会社がその賞与に見合う従業員の活動から生じた便益を対価として受け取っていたことから、これらの賞与は独立企業間基準に沿ったものであるとみなした。また、営業担当者への賞与における並行輸入の考慮は、一般的な非関連者間の行動を反映しているとした。このことは、裁判所の目には、独立した販売子会社であれば親会社／メーカーに報酬を要求したであろうことを示唆している（mn. 19）。とりわけ、裁判所は親会社に販売上の便益があると判断した。2024 年 12 月 11 日付の判決（事件番号 I R 41/21）において、裁判所は、並行輸入による売上増加について、親会社／メーカーは子会社に報酬を支払うべきであるとした。連邦租税裁判所の見解では、子会社の販売・マーケティング活動は必然的にグループ全体に経済的利益をもたらしていた（mn. 17）。連邦租税裁判所は、地方租税裁判所に対し、必要な移転価格調整額（隠れた利益分配）を決定するよう求めた。

興味深いことに、租税裁判所は、ドイツ子会社の売上高利益率が 6%から 6.5%であり、「比較対象企業の中央値を著しく上回っている」と判断した（66 頁）。そのため、租税裁判所は、この利益率は子会社による並行輸入の促進にも報いるものであるとした。ところが、連邦租税裁判所は、このような相殺の考えを否定した。連邦租税裁判所は、この相殺を支持するような租税裁判所の事実認定を見逃していた。さらに、連邦裁判所は、親子会社間の相殺の立証責任は納税者にあるとした（24 頁）。

実践的な結論

この決定により、税務当局は並行輸入品の移転価格を争う際に大きな弾みをつけることになる。納税者は、当局が対応する課税をさらに強化することを予測すべきである。

この決定は、ストラクチャーや文書化においても考慮されるべきである。一般的には、子会社による（歓迎されない）並行輸入の促進を移転価格に（暗黙のうちに）反映させることに合意するのが実務上の対応（グッドプラクティス）となるはずである。また、納税者は、こうした側面を反映した経済

分析を行い、きちんと文書化すべきである。これにより、税務当局がドイツの販売子会社に追加報酬を要求したり、その利益を調整したりすることが難しくなるはずである。

明らかに、裁判所によるこの一連の手続は、製薬業界における並行輸入の経済的・規制的複雑さをきちんと捉えていない。連邦租税裁判所は、並行輸入はメーカーに利益をもたらす以上に損害を与えるという主張を軽率にも退けた。問題は、並行輸入がなかったらどうなるか、ということである。その場合には、国内医薬品の売上は減少するのか（もしそうなら、連邦租税裁判所は正しい）、それとも医薬品の売上は同じで、より高い価格で販売されるのか（もしそうなら、納税者は正当化される）。連邦租税裁判所は暗黙のうちに、それ以上を想定している。しかし、輸入促進条項は、少なくとも立法者が国内の医薬品需要の価格弾力性を信用していなかったことを示している。したがって、連邦租税裁判所のアプローチが経済的に正しいかどうかは疑問である。

この判決は、ドイツ国内で販売子会社を有する多国籍企業だけでなく、海外で販売するドイツの多国籍企業や、並行輸入の多い他の産業にも、広範囲に及ぶ結果をもたらす可能性がある。

最初のページに戻る

4. 中東

エジプト

新労働法による近代化、強化及び整合

概要

エジプトにおいて、新たな労働法（以下、「新労働法」）が 2025 年 5 月 3 日に官報で公表され、2025 年 9 月 1 日より施行される。

新労働法では、雇用主と労働者の利益のバランスがうまく取られており、大要以下のとおり定められている。

第一に、リモートワーク、ジョブシェアリング、柔軟な勤務形態、パートタイム雇用、女性の同一労働同一賃金、一日単位の父親の育児休暇、職場でのハラスメントやいじめからの保護、職場での電子システムの使用など、現代的な概念が取り入れられている。

第二に、雇用主と労働者の権利義務のバランスが改善されており、旧法の欠点に対処しつつ、確立された概念を大きく変えることなく、確実性と明確性をもたらしている。

第三に、年金・社会保険法（Pensions and Social Insurance Law）及び児童法（Child Law）などの他の関連法と整合しており、一貫性が確保されている。

新労働法における主な変更点

企業が認識しておくべき変更点としては、以下の点が挙げられる。

- 過去 5 年間の報道やこれまでに出回っていた草案とは異なり、雇用主は有期雇用契約を制限なく更新することができる（すなわち、更新年数に制限がなくなった）。しかしながら、新労働法では、有期雇用契約が 5 年以上更新された場合、雇用終了時に、労働者に対し、勤続年数 1 年につき 1 か月分の退職補償金が支払われることとなった。

- 無期雇用契約の解雇予告期間が、勤続年数にかかわらず一律で 3 か月となった。
- 産休期間が 90 日から 120 日に延長され、雇用期間中に最大 3 回まで取得可能となった（旧法では 2 回まで）。また、雇用初日から産休を取得することができるようになった（旧法では雇用開始後 10 か月経過して初めて取得できた）。
- 辞職するには労働省（Ministry of Manpower）又は労働事務所（labor offices）の承認が必要であるところ、辞職の撤回可能期間が 10 日となった（旧法では 7 日）。承諾のない辞職の法的効果については、いまだ不明確である。
- 労働契約について、雇用主及び労働者は、4 通の原本に署名することとなった（旧法では 3 通）。
- 長年にわたり紛争の種となっていた「研修・復職基金（Training and Rehabilitation Fund）」への拠出に関する問題が新労働法により解決された。新労働法では、企業が支払う拠出金が「利益の 1%」から「最低社会保険賃金の 0.25%」に大幅に引き下げられ、労働者 1 人あたり 30 エジプトポンドという上限が設けられた。また、労働者数が 30 人に達した時点から、拠出義務を負うこととなった（旧法では 10 人）。さらに、社内で研修プログラムを実施している雇用主は、この支払義務の免除を申請することが可能となる。加えて、新労働法は同基金に関する全ての未解決の紛争を終了するよう命じており、係争中の金銭や請求は今後一切支払義務がない旨を明確に定めた。
- 雇用に関する紛争は、専門の労働裁判所で審理されることとなった。

新労働法は、エジプトにおける労使関係の近代化に向けた重要な前進であり、雇用主と労働者の双方にとってバランスの取れた公平な枠組みを採用している。なお、新たに導入された制度については、今後、省令（Ministerial Decrees）が発出される予定である。また、新労働法では、企業の運営方法に影響を与える重要な変更点も含まれており、各企業が留意する必要がある。

最初のページに戻る

5. ESG / Sustainability

タイ

タイ・タクソノミーフェーズ II が始動 ー 4 つの排出集約部門に対象を拡大

概要

環境持続可能性への移行を支援するための資金配分の促進を目的とした、タイ・タクソノミー委員会による 2023 年の「タイ・タクソノミーフェーズ I」の導入に続き、「タイ・タクソノミーフェーズ II」が 2025 年 5 月 27 日に開始された。タイ・タクソノミーフェーズ I では、適用範囲がエネルギー部門及び運輸部門に限定されていたが、同フェーズ II では、更に、農業、建設・不動産、製造業及び廃棄物管理の 4 つの部門が追加され、タイ・タクソノミーの適用対象が拡大された。

背景

タイ・タクソノミーは、環境面において持続可能であると考えられる経済活動を分類するための参照ツールであり、タイ経済を将来的に低炭素社会へと導くため、最新の科学的根拠に基づく枠組を提供するものである。また、タイ・タクソノミーは、2065 年までにネット・ゼロを達成し、2050 年までにカーボンニュートラルを達成し、地球温暖化を 1.5℃未満に抑えるというパリ協定の下でのタイの国家決定貢献（NDC）達成を支援することを目的としている。

タイ・タクソノミーは、企業活動やプロジェクトが「グリーン」、「アンバー」（移行期の活動）、「レッド」のいずれかに分類されるトラフィックライトシステムを採用している。企業は、その活動が「グリーン」とみなされるための要件をすべて満たしているかどうかを判断しなければならない。

適用範囲の拡大

フェーズ I では、タイにおける温室効果ガス（GHG）排出の上位 2 部門とされるエネルギー部門と運輸部門のみを対象としていたが、フェーズ II の開始により、農業、建設・不動産、製造業及び廃棄物管理が追加され、タイ・タクソノミーの対象は合計 6 部門となった。これらの部門を合わせると、タイの GHG 排出量の 95%、経済活動の 40%以上がカバーされることになる。

フェーズ II の適用対象には、製造業の場合、セメント、アルミニウム、鉄鋼、プラスチックの製造など、製造過程で発生する化学反応による GHG 排出が含まれる。また、炭素回収・貯留や補助的な過渡的活動、すなわちエネルギー効率の改善などの実現活動も含まれる。廃棄物管理分野では、技術的スクリーニング基準を用いて、廃棄物収集、有機廃棄物管理、廃棄物エネルギー化、有害廃棄物処理などの活動に分類する。農業部門については、養殖業と林業も対象となることに注意することが重要である。

タイ・タクソノミーの適用に関するガイドライン

タイ・タクソノミーフェーズ II の開始に伴い、DNSH（Do No Significant Harm）と MSS（Minimum Social Standards）の原則を含む、タイ・タクソノミーの適用基準に関するガイドラインが発表された。具体的には、タイ・タクソノミーの適用には 3 つの基準があり、第一の基準は、気候変動の緩和（EO1）、気候変動への適応（EO2）、汚染の予防と防止（EO5）など、6 つの環境目標（EO）のうち 1 つ以上に実質的に貢献する活動であることである。

第二の基準は、DNSH 原則を採用することである。つまり、たとえその活動がタイ・タクソノミーの目標の 1 つに大きく貢献したとしても、他の目標に大きな害を与えてはならない。

最後に、タイ・タクソノミーは MSS 原則を採用しており、企業活動はタイの労働基準や国際労働原則・条約に準拠していることを要求している。

企業への影響

タイ・タクソノミーは、金融機関が持続可能な活動に対して融資を行う際に利用される。そのため、企業はより確実な情報を得ることができ、グリーンファイナンスへのアクセスを容易にする活動を実施することができる。さらに、タイ・タクソノミーは、持続可能性報告書や企業の持続可能性計画の参考ガイドとしても利用できる。また、事業者は、自社の経済活動について現在行っている主張が正当であり、客観的証拠に基づいていることを確認するためのデュー・デリジェンスツールとして、タイ・タクソノミー法を利用す

ることができる。これにより、主張が事実証拠によって実証されていることが保証され、グリーンウォッシュのリスクを軽減することができる。

タイ・タクソノミーは、気候変動法案でも参照されており、タイ・タクソノミー開発の各段階で盛り込むべき内容の最低基準を定めている。重要なのは、タイ・タクソノミーが、気候変動法案に基づき設立される気候変動基金の資金配分のための重要な情報ツールとなることである。資金を得ようとする企業は、その活動がタイ・タクソノミーに基づいて持続可能であるとみなされるものと一致しているかどうかを確認する必要がある（気候変動法案に関する最新記事はこちら）。

まとめ

タイ・タクソノミーフェーズⅡが開始されたことで、農業、建設・不動産、製造業、廃棄物管理部門の事業者は、グリーンファイナンスを獲得するための持続可能性戦略を立案しやすくなることが想定される。また、サステナビリティの推進を検討している事業者は、タイ・タクソノミーフェーズⅡに加え、気候変動法案、関連する政策や規制についても常に情報を得ることも肝要であり、このような積極的な関与は、資金調達の利便性を高めたり、将来の情報開示や報告書の作成に備えたりすることを可能にする。

最初のページに戻る